

議案第25号

宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年（2018年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」を「第55条第1項本文（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「病院等（同項）を「病院等（法第55条第1項）に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- （5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定により市内に住所を有するとみなされたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。